

## 国分寺市内保育所等の台風・集中豪雨等における臨時休園等のガイドライン

### 1. 目的

市内の認可保育所及び地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、台風や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等の対応について、「国分寺市内保育所等の台風・集中豪雨等における臨時休園等のガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を定める。

### 2. 対象

市内の認可保育所及び地域型保育事業所

### 3. 臨時休園等の判断

#### （1）事前の周知—合意形成

市は、台風・集中豪雨等における市内の保育所等の臨時休園等の対応についての一定の基準を記載した本ガイドラインを市内の保育所等に提示する。

各保育所等は、市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園・登園自粛等の対応などに関するガイドラインの内容や施設としての対応等をあらかじめ保護者に周知・説明し、合意形成を図っておく。



#### （2）台風・集中豪雨等発生時

台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合には、市が、ガイドラインに基づいて、市内の保育所等の臨時休園・登園自粛要請等の判断を行う。

なお、保育所等において、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況、停電等を含む施設の被害状況などの個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が差し迫っている状況であるときを除き、事前に市に連絡の上、対応を協議することとする。



### 4. 臨時休園及び登園自粛要請等の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とする。

目安	施設の対応	児童・保護者の対応	
		登園前	登園後
(1) 市内に特別警報発表 (2) 市内に警戒レベル4以上の避難情報 (緊急安全確保, 避難指示) 発令 (3) 河川氾濫・土砂災害等発生 (4) 公共交通機関の大規模な計画運休により送迎や園の体制確保が困難 (広範囲, 長時間に及ぶ場合)	臨時休園	登園を見合わせる	速やかに迎えに来る。 ※天候等により危険な場合は、 <u>安全な状況になってから迎えに来ることとし</u> , 無理なお迎えはしないようにする。
(1) 市内に警戒レベル3の避難情報 (高齢者等避難) 発令 (2) 公共交通機関の小中規模の計画運休により送迎や園の体制確保が困難 (一部の範囲, 短時間に及ぶ場合)	登園自粛要請	できるかぎり登園を見合わせる	できるかぎり早めに迎えに来る。

※ 警戒レベル3は、災害の兆候が生じる前にも発令されることがあるため、特に保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいことから、保育所等は事前に丁寧に保護者と合意形成を図っておく必要がある。

## 5. 浸水危険区域又は土砂災害警戒区域等に所在する施設の対応

「国分寺市防災・ハザードマップ」(平成31年3月改訂)等において浸水危険区域又は土砂災害警戒区域に所在する保育所等は、事前に策定した避難確保計画等に基づいて早い段階での臨時休園・登園自粛要請等を決定することも想定されるため、あらかじめ保護者に説明を行う必要がある。

その際、上記「4. 臨時休園及び登園自粛要請等の判断の目安」に示した基準と異なる対応をとることを決めておく場合には、事前に市と協議すること。

## 6. 臨時休園等に伴う対応について

### (1) 臨時休園等を行う際の周知, 掲示

保育所等は、臨時休園・登園自粛を行う場合は、ホームページ, メール, 連絡アプリ等により、保護者

に周知を図るものとする。また、臨時休園にする際には、施設の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先

を示した貼り紙等を掲示する。

### (2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

保育所等は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保すること。